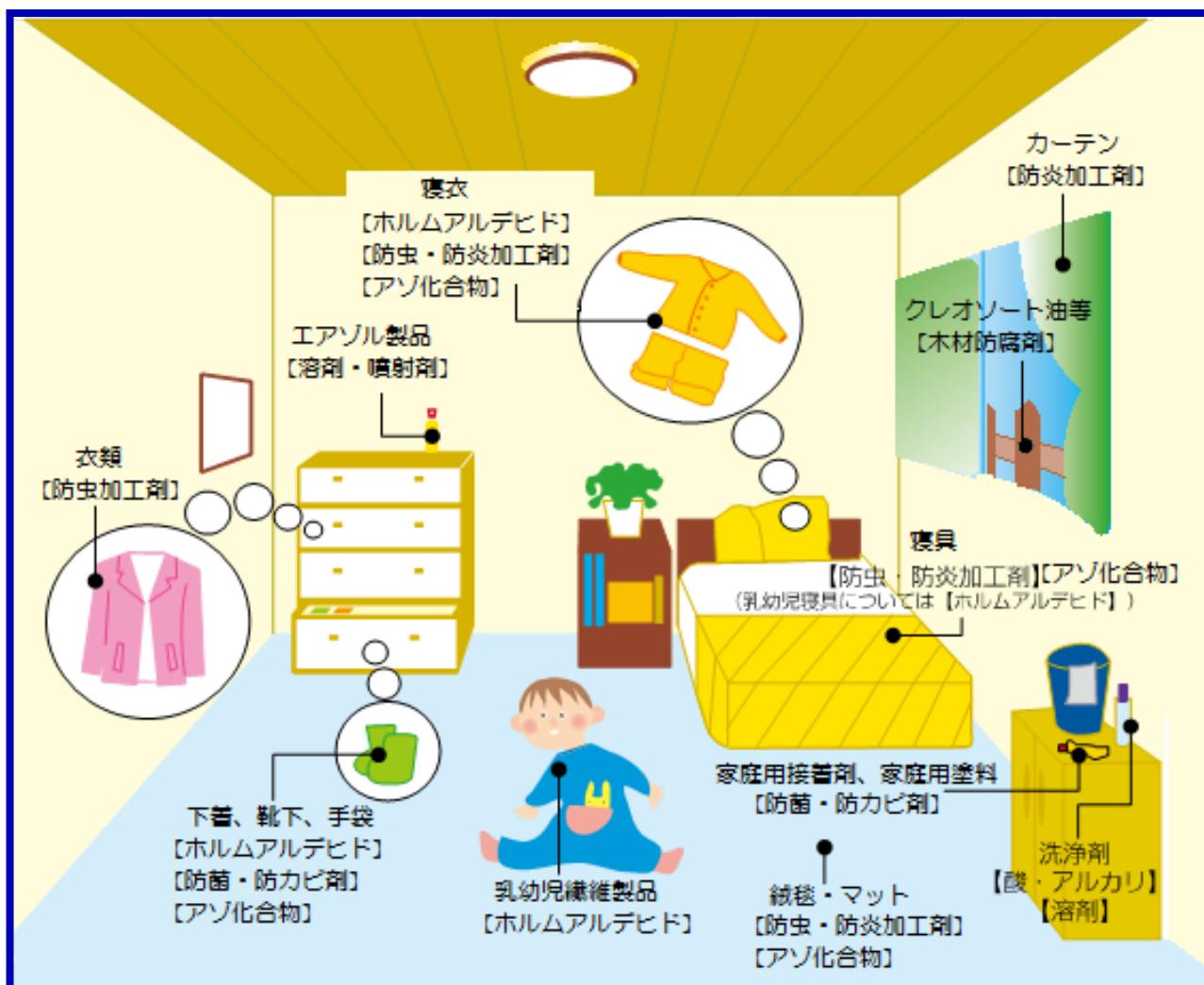


ご存知ですか？

家庭用品のいろいろな基準と規制



「家庭用品」とは、主として一般消費者の生活の用に供される製品をいいます。これらの中で、健康被害を生ずるおそれがある化学物質を「有害物質」に定め、家庭用品の種類に応じて、その基準値を設けています。（法第2条、第4条）

家庭用品の規制基準



家庭用品		有害物質	基 準	毒 性
繊維製品	(生後24ヶ月以下の乳幼児用) おしめ、おしめカバー、下着、 よだれかけ、寝衣、手袋、靴下、 中衣、外衣、帽子、寝具	ホルムアルデヒド (防しわ・防縮加工剤)	16 ppm 以下	粘膜刺激 皮膚アレルギー
	下着、寝衣、手袋、靴下、たび		75 ppm 以下	
接着剤	かつら、つけまつげ、つけひげ、 靴下止め用の接着剤			
繊維製品	おしめ、おしめカバー、下着、 よだれかけ、手袋、靴下、 衛生バンド、衛生パンツ	トリプチル錫化合物 トリフェニル錫化合物 (防菌、防かび剤)	錫として 1 ppm 以下	皮膚刺激性 経皮・経口急性毒性
	家庭用接着剤、家庭用塗料、 家庭用ワックス、靴墨、靴クリーム	有機水銀化合物 (防菌、防かび剤)	検出せず	中枢神経障害 皮膚障害
繊維製品	おしめカバー、下着、寝衣、手袋、 靴下、中衣、外衣、帽子、寝具、 床敷物、家庭用毛糸	ディルドリン※1 (防虫加工剤)	30 ppm 以下	肝機能障害 中枢神経障害
		D T T B※2 (防虫加工剤)	30 ppm 以下	経皮・経口急性毒性 肝機能障害 生殖機能障害
繊維製品	寝衣、寝具、カーテン、床敷物	A P O※3 (防炎加工剤)	検出せず	経皮・経口急性毒性 造血機能障害 生殖機能障害
		T D B P P※4 (防炎加工剤)	検出せず	発癌性
		B D B P P※5 (防炎加工剤)	検出せず	発癌性
洗浄剤	住宅用洗浄剤	塩化水素酸	酸の量 10%以下 所定の容器 強度が必要	皮膚障害 粘膜の炎症 吸入によって肺障害
	家庭用洗浄剤	水酸化ナトリウム 水酸化カリウム	アルカリの量 5%以下 所定の容器 強度が必要	皮膚障害 粘膜の炎症
	家庭用洗浄剤、洗濯助剤	テトラクロロエチレン トリクロロエチレン (溶剤)	0.1%以下	肝障害・腎障害 中枢神経障害 皮膚障害
家庭用エゾル製品	しみ抜き剤、ピッチクリーナー等	メタノール (溶剤)	5%以下	視神経障害
	殺蟻剤、塗料、室内の消臭剤等	塩化ビニル (噴射剤)	検出せず	発癌性

家庭用品		有害物質	基準	毒性
家庭用木材防腐剤	クレオソート油を含有する家庭用の木材防腐剤及び木材防虫剤	ジベンゾ[a,h]アントラセン ベンゾ[a]アントラセン ベンゾ[a]ビレン (木材防腐剤)	10 ppm 以下	発癌性
	クレオソート油及びその混合物で処理された家庭用の防腐木材及び防虫木材		3 ppm 以下	
繊維製品	【アソ化合物を含有する染料が使用されている繊維製品】 おしめ、おしめカバー、下着、寝衣、手袋、くつした、中衣、外衣、帽子、寝具、床敷物、テーブル掛け、えり飾り、ハンカチーフ並びにタオル、バスマット及び関連製品	アソ化合物 (化学的変化により容易に24種類の特定芳香族アミンを生成するものに限る)	30 µg/g 以下	発癌性
革製品	【アソ化合物を含有する染料が使用されている革製品（毛皮製品を含む）】 下着、手袋、中衣、外衣、帽子及び床敷物			

*1 ディルドリン:ヘキサクロロポキシオクタヒドロエンドエキゾメノナフタリン

※3 APO：トリス(1-アジ リジ ニル)ホスフィンオキシド

※5 BDBPP : ビス(2,3-ジブロブロブ)ヒルホフエイト化合物

※2 DTTB : 4,6-ジクロル-7-(2,4,5-トリクロロフェノキシ)-2-トリフルオロメチルベンゾイミダゾール

※4 TDBPP：トリス(2,3-ジブロムロビル)ホスフェイト

販売等の禁止

- ✓ 家庭用品の製造、輸入又は販売の事業を行なう者は、基準に適合しない家庭用品を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で陳列してはなりません。(法第5条)

事業者の責務

- ✓ 家庭用品の製造又は輸入の事業を行なう者は、取り扱う家庭用品に含まれる化学物質の人の健康に与える影響を把握し、人の健康に係る被害が生ずることのないようにしなければなりません。
(法第3条)

基準に適合しない家庭用品を販売した場合

- ## ✓ 回收命令 (法第6条)

基準に適合しない家庭用品を販売した場合、回収命令等の対象となります。

基準のない家庭用品についても、重大な健康被害が生じた場合、回収命令等の対象となることがあります。

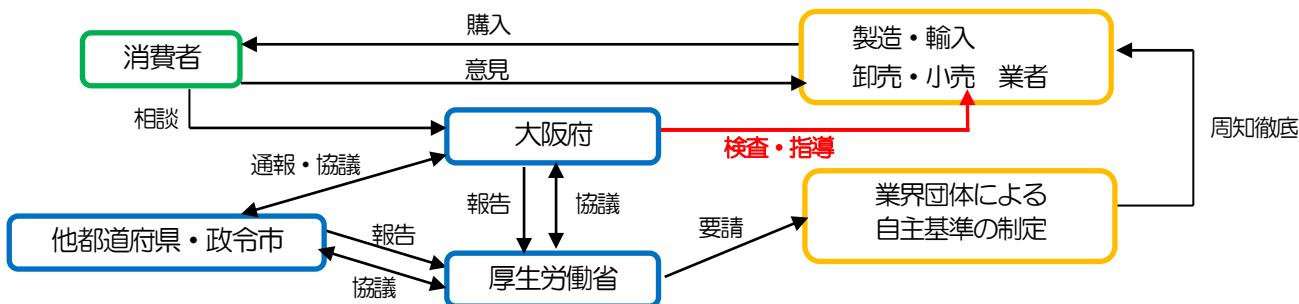
- ## ✓ 罰則 (法第10条、第11条)

基準に適合しない家庭用品を販売したり、回収命令等に従わない場合、又は家庭用品衛生監視員の立入検査や商品の収去を拒んだり、虚偽の報告をした場合は懲役や罰金に処せられます。

健康被害を防ぐために実施すること

輸入・製造	<p><原材料> 原材料に規制された有害物質が含まれていないことを確認する。</p> <p><製造中や保管運搬中> 有害物質の混入を防止する。</p> <p><検査の実施> 最終製品について有害物質の含有量を検査機関などで検査し、証明書で確認する。また、証明書を保管しておく。</p> <p><品質管理責任者> 品質管理責任者を置き、自主管理に努める。</p>
卸売・小売	<p><製品の仕入れ> 検査証明書を確認し、合格品のみを仕入れる。</p> <p><保管陳列中や販売時> 有害物質による汚染を防止する。 (例) 乳幼児用衣類ではホルムアルデヒドの接触又は空気移染を防ぐため、ポリエチレン袋等で包装して販売する。また、見本品を用意するなど、消費者が開封しないよう留意するたとえ開封しても、用が済み次第速やかに袋に戻す。</p> <p><品質管理責任者> 品質管理責任者を置き、自主管理に努める。 売場担当者に保管陳列中や販売時の品質管理について啓発を行う。</p>

家庭用品の規制のしくみ



その他の消費生活に関する相談については、消費者ホットライン（局番なし）188、お住まいの市町村等の消費生活相談窓口をご案内します。

関連法令について

製品	法 令	担 当
食品用洗剤（野菜、飲食器の洗浄剤） おもちゃ	食品衛生法	お近くの保健所衛生課 あるいは 大阪府健康医療部生活衛生室食の安全推進課 電話 06-6941-0351(代表)
医薬品、医薬部外品、化粧品 (人の身体に塗布、散布されるもの)、 医療機器	医薬品 医療機器等法	
劇物たる家庭用品 塩化水素、硫酸の含量が10%を超える住宅用洗浄剤 DDVP※を含有する衣料用の防虫剤	毒物及び 劇物取締法	茨木・藤井寺・泉佐野保健所生活衛生室薬事課、守口保健所薬事課 あるいは 大阪府健康医療部生活衛生室薬務課 電話 06-6941-0351 (代表)
毒物、劇物に指定されるもの 例水酸化カリム、水酸化ナトリムの含量が5%を超えるもの		
家庭用品品質表示法		近畿経済産業局 産業部 消費経済課 製品安全室
製造物責任（PL）法		電話 06-6966-6098(直通)

※ デメチル-2,2-ジクロロビニルスルフィド（ジクロルム）



健康医療部生活衛生室環境衛生課衛生指導グループ 平成14年10月発行(令和2年4月改訂)

〒540-0008 大阪市中央区大手前3丁目2-12

電話：06-6944-9180 (タヤマルイン)

ホームページ：<http://www.pref.osaka.lg.jp/kankyosei/kateiyouhin/index.html>